平成２４年（フ）第４６号
宮崎県延岡市東浜砂町1072番地
債務者　石田富喜夫
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第５０号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上野4134番地１
債務者　佐藤　　葵
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第５１号
宮崎県東臼杵郡門川町中須５丁目29番地
債務者　長友鐵建工業こと　長友　良通
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第５３号
宮崎県日向市大字財光寺1761番地10
債務者　福川　一秀
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第５４号
宮崎県日向市大字富高564番地１
債務者　山本やよい
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第４３号
宮城県大崎市鳴子温泉字新屋敷100番地
債務者　高橋みつ子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
福島県郡山市富田町字大徳南10番地の７
債務者　柴田　佳子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
福島県郡山市安積町笹川字吉田28番地の231
債務者　相田　美喜
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
福井県敦賀市昭和町２丁目６番16号
債務者　河上　祐介
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第６２号
奈良県桜井市大字豊前99番地の２
債務者　溝口　秀子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第７０号
奈良市西木辻町31番地の１　メゾン西木辻201号
債務者　奥田　豊子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第７４号
奈良市左京３丁目４番地の８　メゾン米澤Ｂ102号
債務者　山形亜紀子（旧姓新井・樋木）
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第７８号
奈良県生駒市西旭ヶ丘１番30号
債務者　ラーメン屋大ちゃんこと　白坂　紀男
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第９８号
奈良市三条桧町28番１－Ｂ102号
債務者　里見　光子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１０６号
奈良県生駒郡平群町初香台３丁目６－８、住民票上の住所大阪市平野区加美南４丁目６番35号
債務者　荒牧多美代（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３９号
島根県仁多郡奥出雲町三成321番地５
債務者　恩田　照美
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３号
青森県青森市浪岡大字浪岡字淋城４番地23
債務者　吉岡さとみ
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３２号
福島県郡山市並木２丁目４番地の10
債務者　鈴木　盛之
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係